

## 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

株式会社 K&H

### 第1条 目的

サービス提供にあたって、利用者の健康と安全を確保するために感染症が起きないように、また、もし感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐため迅速な対応体制を整えるとともに、利用者及び職員の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

### 第2条 注意すべき主な感染症

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者及び従業者にも感染がおり、媒介者となりうる感染症 集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、 感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症 肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

### 第3条 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障害者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、及び職員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

### 第4条 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

- (1) 感染対策委員会の設置 事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため感染症対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。
  - ①事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という）とする。
  - ②感染対策委員会の開催 おおむね6ヶ月に1回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は 必要に応じて随時開催する。
  - ③感染対策委員会の役割
    - A)事業所内感染対策の立案
    - B)感染症発生時の対応の検討
    - C)情報の収集、整理、全職員への周知
    - D)行動マニュアル（BCP）等の整備、更新
    - E)事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修に関する方針 感染症予防及びまん延防止を速やかに実務化するため、定期的な研修を年 1 回 以上実施するものとする。

## 第 5 条 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダード プリコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大の リスクを軽減するための標準的な予防策である。

### 【感染予防策の主な内容】

- A) 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- B) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- C) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- D) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

## 第 6 条 発生時の対応

(1) 事業所内で感染症が発生したときは、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関 や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。

(2) 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。

(3) 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。

(4) サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な 注意を払う。

## 第 7 条 感染対策マニュアル等の整備と活用

(1) 事業所において感染対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策 に努める。

(2) マニュアルを定期的に見直し、整備・更新する。

## 第 8 条 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに閲覧できるようにする。

附則 この指針は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。